

## 湖南省景観計画変更(案)の概要

- 1, 重点地区 名称変更  
「野洲川及び国道1号周辺地区」
- 2, 重点地区 追加  
「三雲地域旧東海道沿道地区」



## 2.重点地区追加の概要

### 指定区域の名称

重点地区 三雲地域旧東海道沿道地区

### 指定区域

市道旧東海道線旧東海道線 4 号橋から  
市道石部東線落合川橋まで約 6 k m  
道路境界から両側 25m



## 景観形成に関する方針

### 【歴史街道東海道らしさが感じられる街並みづくり】

～東海道に面して建ち並ぶ和風の家構えと豊かな緑が

街道の歴史を感じさせる風情ある景観づくり～

- ・いにしえの時代から現代、さらに将来へと続く歴史の積み重なりが感じられる街並みづくりを目指します。
- ・東海道として多くの人が行き交った往時を偲ばせる名所旧跡や伝統的な街並みが醸し出す独特の歴史的な雰囲気大切に、現代の暮らしやすさや豊かさ、安心安全との調和を図りながら、良好な景観づくりを進めます。
- ・日本瓦を乗せた勾配屋根の日本家屋、べんがら格子、板塀、土塀、生垣など和風の家構えが連続する街並みが、農地や山林、水路などの自然と一体となって風情を醸し出す地域固有の景観の継承を目指します。

### 【街道に暮らす人々、行き交う人々にとって心地よい共有空間づくり】

～心を通わせ合う人々の“暮らし”と“おもてなし”が

行き交う人の心とも響き合う景観づくり～

- ・安心安全に暮らすことができ、散策を楽しむことができる場として旧東海道の価値を見つめ直し、温かみのある心地よい空間づくりを目指します。
- ・旧東海道を軸に、訪れる人と住民に優しくきめ細やかな気持ちでおもてなしができる景観づくりを目指します。

## 届出を必要とする行為の規模

項目		行為の規模等	
1	建築物の新築、増築、改築または移転	行為に係る部分の床面積の合計が <b>10 m<sup>2</sup></b> を超えるものまたは高さが <b>5 m</b> を超えるもの <b>太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置で、設置面積の合計が 5 m<sup>2</sup> を超えるもの</b>	
	建築物等の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	行為に係る部分の面積の合計が <b>10 m<sup>2</sup></b> を超えるもの <b>太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置で、設置面積の合計が 5 m<sup>2</sup> を超えるもの</b>	
2	工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更	垣（生垣を除く。）、柵、塀、擁壁その他これらに類するもの	行為後の高さが 1.5m を超えるもの、または長さが 10m を超えるもの
		汚水または廃水を処理する施設	行為後の高さが 1.5m を超えるものまたは行為に係る部分の築造面積の合計が 100 m <sup>2</sup> を超えるもの
		送電線鉄塔およびその電線路、電気供給のための電線路もしくは有線電気通信のための線路またはこれらの支持物	行為後の高さが 13m を超えるもの
		<b>太陽光発電設備等</b>	<b>太陽光発電設備等（太陽光発電設備その他これらに類するもの）の設置面積の合計が 10 m<sup>2</sup> を超えるものまたは高さが 1.5m を超えるもの</b>
		その他の工作物※ 1	行為後の高さが <b>5 m</b> を超えるもの
3	都市計画法第 4 条第 1 2 項に規定する開発行為	行為に係る部分の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	
4	<b>土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更</b>	<b>切土により生じる法面の高さが 1.5m を超えるもの若しくは法面の長さが 10m を超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 m<sup>2</sup> を超えるもの</b>	
5	<b>木竹の伐採</b>	<b>高さが 5 m を超えるもの</b>	
6	<b>屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積</b>	<b>高さが 1.5m を超えるものまたはその行為に係る部分の面積が 100 m<sup>2</sup> を超えるもの（堆積された物件を外部から見通すことができない場所での行為または、期間が 30 日以内の行為は除く）</b>	
7	<b>水面の埋立てまたは干拓</b>	<b>盛土により生じる法面の高さが 1.5m を超えるもの若しくは法面の長さが 10m を超えるものまたは行為に係る部分の面積が 100 m<sup>2</sup> を超えるもの</b>	

※赤字が新たな基準

## 景観形成基準<主な概要>

### ◆「建築物」の基準◆

#### ・敷地内における位置

①旧東海道に面して駐車場等スペースを設ける場合は、街並みの連続性に配慮する。

②隣地との境界部に植樹する等潤いのある街並みの創出に配慮する。



#### ・形態

①原則勾配屋根とし、日本瓦葺き又はこれに模した素材を用いるなど和風の街並みに配慮する。

②旧東海道に面する1, 2階の外壁には、適度な軒の出を有する軒庇を設ける等和風の街並みに配慮する。



③旧東海道に面する3階の外壁面は、1階の外壁面より原則90 cm以上後退する。

④太陽光発電施設等を屋根の上に設置する場合は、旧東海道から望見できる場所に設置しないよう努める。やむを得ず旧東海道から望見できる場所に設置する場合は、和風の街並みとの調和に配慮する。

#### ・色彩

①けばけばしい色彩とはせず、無彩色又は茶系色の落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況と調和を図る。

色相	彩度	明度
	上限値	下限値
0.1R~10G	6以下	3以上
0.1BG~10RP	3以下	3以上
無彩色	—	3以上

・ 素材

①周辺の建築物に用いられている素材若しくはこれに類するものを用い、周辺景観との調和を図る。



◆「工作物」の基準◆

・ 垣、さく、へい等

①歴史街道の雰囲気と調和する生垣や板塀、土塀を基本とし、これにより難しい場合は、これらに模したものとする。



## 変更にかかるスケジュール

平成 27 年 8 月～平成 28 年 1 月 三雲地域旧東海道沿道景観形成基準検討会  
第 1 回 8 月 10 日  
第 2 回 9 月 30 日  
第 3 回 12 月 2 日  
第 4 回 1 月 25 日



沿道景観形成基準（案）を決定

平成 28 年 6 月 三雲地域旧東海道沿道住民対象 基準説明会

平成 28 年 8 月 29 日 第 11 回湖南省市景観審議会 説明

平成 28 年 9 月 14 日～9 月 30 日 パブリックコメント 実施

平成 28 年 12 月 湖南省市都市計画審議会 諮問



湖南省市景観計画変更 告示

平成 29 年 1 月 変更(案)施行